

# 会 則

## 第1条

### 定 義

本会則によって定める条項は「パーソナルトレーニングジムダック」(以下、本クラブといふ)の会員ならびに本クラブに入会しようとする者に適用されるものであり、以下の事項を確認及び表明した上で、自らの意思と判断で入会及び継続するものとする。

- ①筋力トレーニング、ストレッチ、有酸素運動が、場合によっては危険を伴う可能性があること。
- ②プログラムへの参加や機器類の使用に支障となる病気や怪我などがなく、肉体的に健康であること。
- ③会員は既往症がある場合や身体的に不安のある場合は、エクササイズ、又は機器類の使用について医師の了解が必要な旨、通知されたこと。

## 第2条

### 目 的

本クラブは、本施設会員が施設利用し、心身の健康を維持し、健康増進、及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第3条

### 運営管理

本クラブは「有限会社ダックススポーツ」(以下、会社といふ)が運営し、管理運営を行う。また、会社は本クラブの各施設に管理運営する事務所を置く。

## 第4条

### 会員制度

- ①本クラブは会員制とする。
- ②会員の本クラブ諸施設の利用範囲・条件ならびに特典については別に定める。
- ③会員は、諸施設を利用する場合、会員証を提示しなければならない。会員のみが使用できる。
- ④会員は、本クラブの会員資格を他の者に譲渡できない。また、本クラブの会員資格は相続できない。
- ⑤会員証を紛失、棄損または消失した者は、すみやかにその旨を届出し、再発行手続きをとるものとし、原則として所定の発行料を支払わなければならない。

## 第5条

### 入会資格

入会資格を有するものは以下の条件を満たすものとする。

- ①各会員種別の募集条件に該当する者、及び諸規則を遵守できる者。
- ②本クラブに入会しようとする者が、未成年の場合はその親権者が同意していること。
- ③本クラブ所定の同意書提出により、本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに本クラブへ申告できること。
- ④本クラブが本クラブの利用者としてふさわしいと認める場合。

## 第6条

### 入会手続き

- ①本クラブに入会しようとする者は、本会則に同意した上で、諸契約を本クラブと締結しなければならない。
- ②本クラブに入会しようとする者は、所定の申込書により入会申し込みを行い本クラブの承認を得た上、入会諸費用及び2ヶ月分月会費を本クラブに支払い、入会手続きを完了させなければならない。
- ③本クラブに入会しようとする者は、所定の同意書を本クラブに提出して、本会則及び諸規則を遵守することなどに同意するとともに、諸施設を独立して利用するに堪えうる能力を有し、かつ諸施設を独立して利用するに堪えうる健康状態であることを申告しなければならない。
- ④未成年者が入会しようとする時は、所定の書類により親権者の同意を得た上で申し込むものとする。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に問らず、本会則に基づく責任を本人と連携して負担するものとする。

## 第7条

### 入会金 月会費

- ①入会諸費用、月会費は別に定める。(消費税は別途定める。)
- ②プリベードカード又は商品券等は、理由の如何を問わずこれを換金しない。
- ③消費税変更の際は、連絡の有無なく、会費に含む消費税を変更するものとする。
- ④本クラブは、本会則に基づいて会員が負担する月会費を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定するができるものとする。

## 第8条

### 退会・変更

- ①各月の10日(10日が休館日の場合前営業日)までに本クラブに所定の届出を会員本人が提出することにより、その月の末での退会及び変更とする。
- ②10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月扱いとする。
- ③電話等口頭での退会は受け付けできない。
- ④届出書を受領しない限り会費支払義務は発生するものとする。

## 第9条

### 会員資格

第6条の手続きが完了し、本クラブが発行する会員証を受領した時点において会員資格を取得したものとする。

## 第10条

### 諸規則の遵守

- ①会員は、本クラブ諸施設にあたり、本会則及び諸規則を遵守しなければならない。
- ②会員は、本クラブ諸施設にあたり、施設スタッフの指示に従わなければならない。
- ③会員は、本クラブ諸施設にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。
- ④会員は、集会、演説、勧誘、文書類の配布及び指示その他、これらに類する行為をしてはならない。

## 第11条

### 届出義務

会員は、次の各号に定める事由が生じた場合、直ちに本クラブに対して書面によりその旨を届け出なければならない。会員がこの届出を怠ったことにより、会員に損害が生じた場合、本クラブは、当該損害について一切の責任を負わず、かつこれによって生じた本クラブの損害については、会員が本クラブに対して当該損害を賠償しなければならない。

- ①退会及び変更。
- ②会員の氏名、住所、電話番号の変更。
- ③第12条(利用の禁止)各号に規定する事由に該当する事由。

## 第12条

### 利用の禁止

- 次の各号に該当する場合は、施設の利用を禁止する。
- ①伝染病、その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有する者。
  - ②飲酒、薬物等を使用している者。
  - ③医師から運動を禁じられている者。
  - ④一般的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く病気にかかっている者。
  - ⑤諸施設を独立して利用するに堪えうる能力を備えていないか、または諸施設を独立して利用するに堪えうる健康状態ない者。
  - ⑥他の利用者に対し、著しく不安感や不快感を与えると当クラブが判断した者。
  - ⑦妊娠されている方。
  - ⑧暴力団、その他反社会的な組織に所属している者。
  - ⑨刺青のある者。(他人に威圧感を与えるものを対象とし、大きさ、デザイン等を確認した上、当クラブが判断する。)
  - ⑩その他、正常な施設利用ができないか、又はふさわしくないと当クラブが判断した者。

## 第13条

### 損害賠償責任免責

- ①会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により会員自身が受けた損害に対して、本クラブは、その当該損害に関する責を負わない。
- ②本クラブの利用に際して、金品等の盗難、または紛失により会員が損害を被った場合、本クラブは本クラブに重過失があった場合を除き、当該損害について何等の責任を負わないものとする。
- ③本クラブの利用に際して、館外の車両等の損害があった場合、本クラブは当該損害について如何なる責任を追わないものとする。

## 第14条

### 会員の損害賠償責任

会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責を負うものとする。

## 第15条

### 会員失格喪失

会員は、次の各号に該当する場合、その会員失格を喪失し、会員の如何なる権利をも喪失するものとし、本クラブはその条件により諸費用を返還しない。

- ①会員の都合により退会申し出、本クラブがそれを承認した場合。
- ②第16条より除名された者。
- ③会員本人が死亡した場合。
- ④経営上やむを得ない理由により、本クラブ施設の全部又は一部を開鎖した時。

## 第16条

### 会員除名

会員は次の各号に該当する場合、本クラブはその会員を本クラブから除名することができる。

- ①本クラブ会則または諸規則に違反した場合。
- ②本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本クラブ会員としてふさわしくない行為をした場合。
- ③諸費用の支払いを怠った場合。
- ④法令に違反する、または社会通念やマナーに甚だしく欠ける部分があった場合。
- ⑤危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合。
- ⑥その他、本クラブ会員としてふさわしくないと会社が認めた場合。

## 第17条

### 施設の一時的閉鎖 一時の休業

次の場合、本クラブは、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業することができる。  
その場合、本クラブは施設内に事前にその旨を告知する。

- ①気象灾害、その他外因的事由により、会員の安全確保の必要があると判断した場合。
- ②施設の増改築、修繕、または点検等が必要と判断した場合。
- ③定期休業等による場合。
- ④その他、重大な理由によるやむを得ない事情が発生した場合。

## 第18条

### 費用等の変更・ 運営システムの変更

本クラブは、必要と判断する場合、本会則に基づいて会員が負担するべき諸費用及び施設運営システムを変更することができる。

## 第19条

### 盜難

会員が施設利用に際して生じた盗難については、本クラブは一切損害賠償の責を負わないものとする。

## 第20条

### 紛失物・忘れ物

会員が施設利用に際して生じた紛失については、本クラブは一切損害賠償の責を負わないものとする。  
忘れ物については、原則2週間保管した後、処分するものとする。

## 第21条

### 会則の改定

本クラブは、会則及び諸規則の改定を行うことができる。改定日をもって、改定された会則及び諸規則の効力は全会員に及ぶものとする。

改定は館内及びHP上にて公開するものとする。

## ご 確 認 事 項

本クラブは、会員の皆様に安全で快適なパーソナルトレーニングライフをお送りいただくため、ご入会にあたり下記事項についてご確認いただいております。下記事項及び本「入会のしおり」に記載されております会則をよくお読みになり、所定の同意書にご署名・ご捺印くださいますようお願いいたします。

### ス ポ ー ツ ク ラ ブ の 目 的

本クラブは心身の健康維持・健康増進・会員相互の親睦を図ることを目的としています。

### パーソナルトレーニングジムダック会員制度について

- ①パーソナルトレーニングジムダックにおいては別途定める各クラス募集対象の方法で、本クラブの会則に従う事が出来る方が会員になることができます。
- ②ご利用にあたっては会則及び諸規則を遵守ください。
- ③会員及び諸規則に違反した場合は、除名処分となることがあります。

### 安 全 管 理

- ①身体は、適度な負担をかけることにより、より健康な状態を実現するものですが疾病がある場合は逆に健康を害する場合があることを認識ください。
- ②体調に不安のある方、特に現在疾病で治療中または既往症のある方、ならびに薬を服用されている方は、医師にご相談の上(診断書提出)ご入会していただきます。
- ③施設への貴重品のお持込はお断りしています。
- ④その他別途定める施設利用上の諸注意を遵守の上、ご利用ください。

### 入会及び施設ご利用をお断りする方

- ①伝染病、その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有する方。
- ②飲酒、薬物等を使用している方。
- ③医師から運動を禁じられている方。
- ④一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く病気にかかっている方。
- ⑤諸施設を独立して利用するに堪えうる能力を備えていないか、または諸施設を独立して利用するに堪えうる健康状態にない方。
- ⑥他の利用者に対し、著しく不安感や不快感を与えると当クラブが判断した方。
- ⑦妊娠されている方。
- ⑧暴力団、その他反社会的な組織に所属している方。
- ⑨刺青のある方。(他人に威圧感を与えるものを対象とし、大きさ、デザイン等を確認の上、当クラブが判断する。)
- ⑩その他、正常な施設利用ができないか、またはふさわしくないと当クラブが判断した方。

### 会 費 納 入

本クラブは月会費前納制となっております。

月会費は入会手続き時に2ヶ月分お支払いいただき、3ヶ月目からは自動引き落としさせていただきます。

### 各 種 届 出

以下の場合は変更届けが必要となります。

- ①住所変更、電話番号、緊急連絡先変更。
- ②氏名変更。
- ③会員証の紛失。(会員証発行料1,000円(税別)/回)
- ④会員種別変更。(変更手数料1,000円(税別)/回)

変更したい月の前月10日までに書面にてお届けください。

### 退 会 手 続 き

都合により退会される場合は退会希望月10日までに、原則ご本人様がご来館の上、書面にてお手続きください。

(10日が日曜・祝日の場合は前営業日となります。)

(例)5月末日での退会を希望→5月10日までにお手続きが必要です。

### そ の 他

キッズプログラム入会の際は、「スポーツ安全保険」に加入するものとし、定められた保険料を支払うものとする。

# 入会のしおり

PARSONAL TRAINING

GYM

DAC

## お客様の個人情報のお取り扱いに関するお知らせ

### ①個人情報の定義

個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものを言います。

### ②法令等の遵守

パーソナルトレーニングジムダックは個人情報保護法その他関係する法令等を遵守いたします。

### ③個人情報の取得

パーソナルトレーニングジムダックでは、お客様の個人情報を、必要な範囲内で、適法かつ適正方法により取得いたします

### ④個人情報の利用目的

お客様の個人情報は、次の目的及びご提供いただく際に(有)ダックスポートによりご案内させていただく利用目的以外には使用いたしません。

①パーソナルトレーニングジムダックのサービスの提供。 ②パーソナルトレーニングジムダックからの新製品サービスの営業案内。

③マーケティング調査、商品開発。 ④業務の遂行に必要な範囲での業務委託。

⑤アンケート、キャンペーン、プレゼントの配達等。

### ⑤社内体制

パーソナルトレーニングジムダックでは、個人情報保護法を遵守する体制を構築いたします。

### ⑥安全管理措置

パーソナルトレーニングジムダックは、お客様の個人情報を慎重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防・是正措置及び安全対策を講じます。

### ⑦社内教育

パーソナルトレーニングジムダックでは、従業員に対する個人情報保護について教育訓練を行い、その内容を社内に周知徹底させます。

### ⑧第三者提供の制限

パーソナルトレーニングジムダックは、法令による場合等を除き、お客様の個人情報のご承諾無く、第三者に提供・開示いたしません。

### ⑨委託先の監督

パーソナルトレーニングジムダックがお客様の個人情報を利用するにあたっては、正当な理由の範囲内で個人情報を第三者に委託することがございます。

委託先への個人情報を厳重に管理することを義務付け監督いたします。

### ⑩個人情報の開示・訂正等

パーソナルトレーニングジムダックがお預かりするお客様の個人情報に関しては、お客様が個人情報の確認・訂正等をご希望される場合には、法令等に従って合理かつ必要な範囲内において対応させていただきます。

### ⑪個人情報に関する窓口

お客様の個人情報に関するお問い合わせはパーソナルトレーニングジムダックを窓口として受付いたします。